

第6期 第2回

令和3年11月12日（金）

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

1

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

①市民への周知について

②不燃ごみ集積所の排出状況について

③指定ごみ袋の販売状況について

④ごみ排出量の変化について

⑤施設への直接搬入について

⑥令和3年7月からの新たな取り組みについて

⑦現状と課題について

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

①市民への周知について

(1) 自治会代表者向け説明会の実施について

- 令和3年3月に自治会代表者向け説明会を実施(延べ9回、349自治会、555人)
- 質問書への回答(31自治会へ個別に文書回答)
- 自治会向けQ&Aを作成し提供(38項目、11ページ、全自治会・団体宛て)



自治会代表者向け説明会の様子

(2) 個別説明会の実施について

- 自治会等からの要望に応じて個別説明会を実施(35団体、約1,000人)
- 自治会以外にも老人会や婦人会、団体等あり



1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

①市民への周知について

(3) 広報等について

- 広報まいづるへの掲載(令和2年11月、令和3年1月、3月、4月、5月、6月)
- ごみ処理手数料見直しに係るパンフレットの各戸配布(令和3年3月)
- 指定ごみ袋啓発チラシを新聞折り込みにて配布(令和3年6月)
- 関連情報を舞鶴市公式ホームページへ掲載



1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

②不燃ごみ集積所の排出状況について

(1)不燃ごみ集積所パトロールについて

日 程：7月1日（第1木曜）～7月28日（第4木曜）

巡 回 先：494か所×2回

（不燃ごみの日、プラ・ペットの日）

巡回方法：生活環境課職員による3班体制で実施



5

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

②不燃ごみ集積所の排出状況について

(2)集積所の状況について

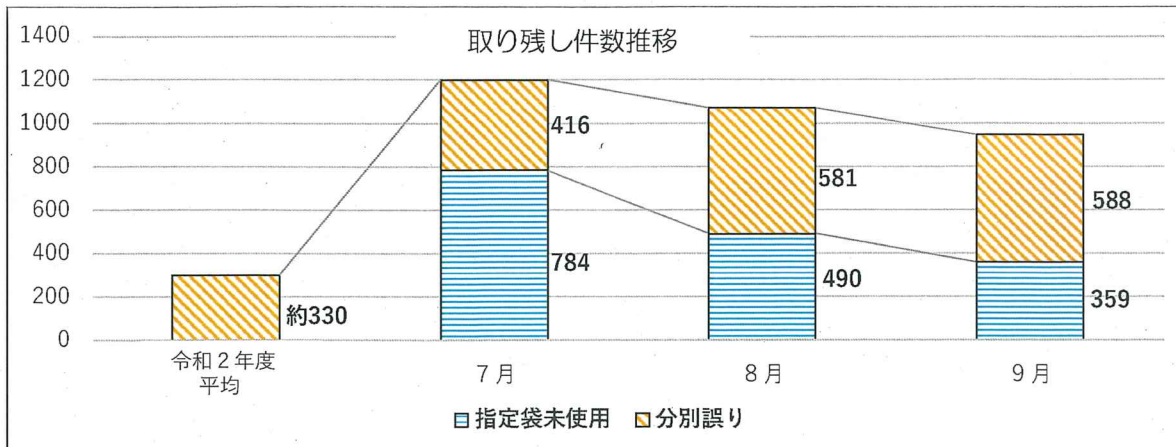


- 集積所の立ち番の方には、分別指導とともに指定ごみ袋未使用で持ってこられた方に対して、袋の差し替えをされるなど、地域の皆様のご協力のもとで適正な集積所の管理が行われていた。
- そういったご協力の一方で、ごみの排出時間外の排出や、集積所の所在地域外からの排出に苦慮しているといった声をいただいた。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

②不燃ごみ集積所の排出状況について

(3)不燃ごみの取り残し状況について



○指定ごみ袋未使用による取り残しについて

- ・令和3年7月の制度スタートから月を追うごとに減少傾向にある。
9月は7月比で約54%減少。

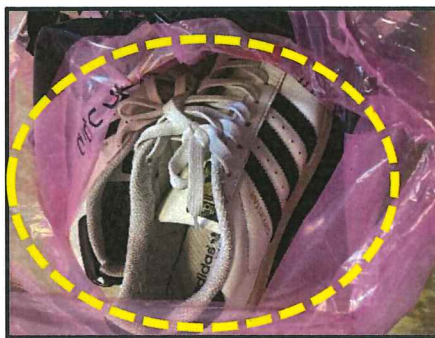
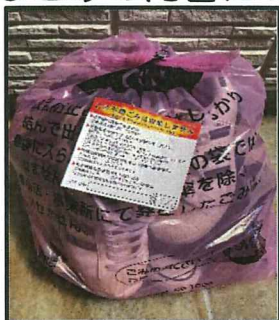
○分別誤りによる取り残しについて

- ・ペットボトル・プラスチック容器包装類専用袋にプラスチック製品⇒約40%
- ・埋立ごみの指定ごみ袋に可燃ごみ ⇒約15%
- ※混入している可燃ごみの内、靴が約8割を占めている。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

②不燃ごみ集積所の排出状況について

(4)取り残しごみの内容について



靴(可燃ごみ)が埋立ごみとして排出されている。



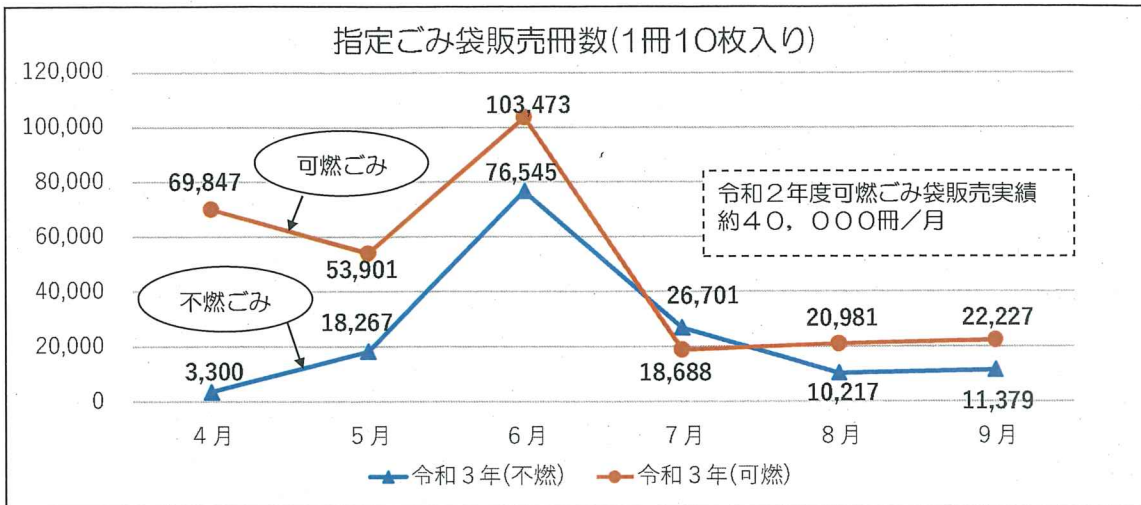
プラスチック製洗濯もの干し(プラスチック製品)が排出されている。

- ・靴が埋立ごみとして排出、プラスチック製品がプラスチック容器包装類として排出される間違いが取り残しごみの約半数を占めている。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

③指定ごみ袋の販売状況について

(1) 指定ごみ袋の販売状況について



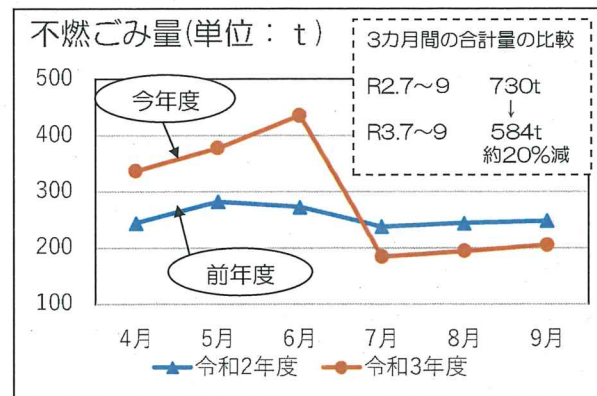
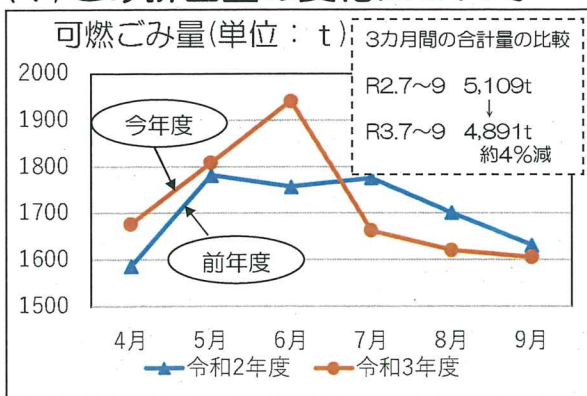
- 可燃ごみの手数料値上げに伴う影響については、最も購入量が多かった令和3年6月で昨年度月平均の約2.5倍程度であり、想定よりも駆け込み購入は少なく、ごみ袋の提供体制に問題はなかった。

9

1. ごみ処理手数料見直し後の状況報告について

④ごみ排出量の変化について

(1) ごみ排出量の変化について



○可燃ごみ

- 令和3年7月より、地域の可燃ごみステーションへ草や庭木を排出できるようになったが、ごみ量としては減少、業者収集量についても大きな変動はなく、収集運搬体制に影響はなかった。

○不燃ごみ

- ごみ排出量は令和3年7月実績で、対前年同月比で約2割減少しているが、有料化前の駆け込みでの排出増の反動による影響も考えられるため、今後も変動を注視する必要がある。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑤施設への直接搬入について

(1) 搬入受付手数料について

- 清掃事務所 200円/回
- リサイクルプラザ 400円/回

※搬入受付手数料免除要件について

世帯全員の方が、仕事や通院等で地域で定められた時間から朝8時までにごみを排出できない場合にヒアリングを実施、該当者には免除登録証を発行

- ・ 免除登録証発行件数※令和3年9月末時点

- 清掃事務所 13件
- リサイクルプラザ 41件

11

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑤施設への直接搬入について

施設の状況(令和3年6月)



- ・ 直接搬入の車が増加し、順番待ちの車が施設の敷地内を出て、府道にまで及んでしまっている。

- ・ 持ち込まれた大量の家具等は解体処理が追い付かずに保管スペースを溢れ、敷地内の職員駐車場他で一時保管。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

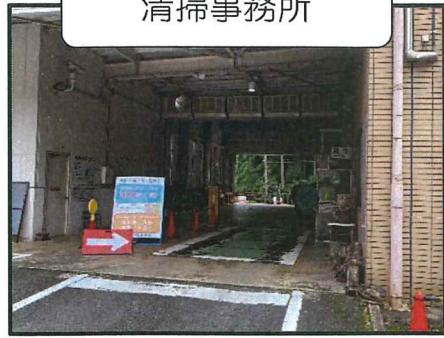
⑤施設への直接搬入について

(2) 7月以降の両施設の状況について

リサイクルプラザ



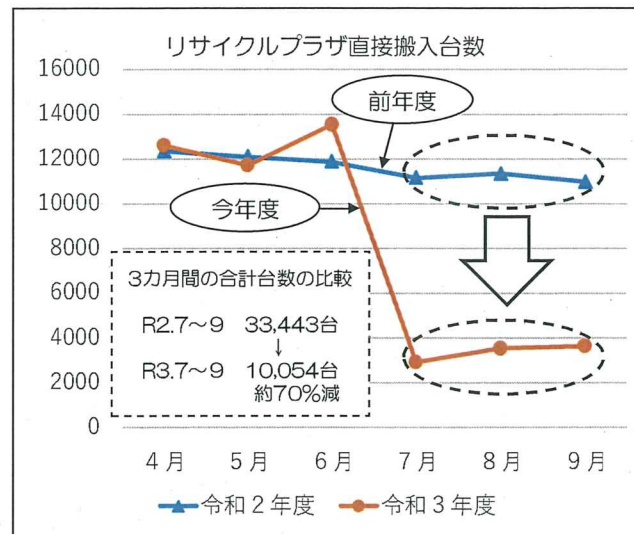
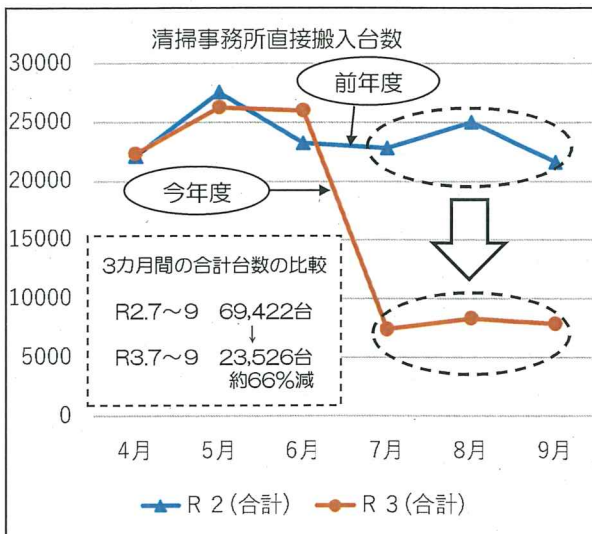
清掃事務所



1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑤施設への直接搬入について

(3) 両施設の直接搬入台数の変化について

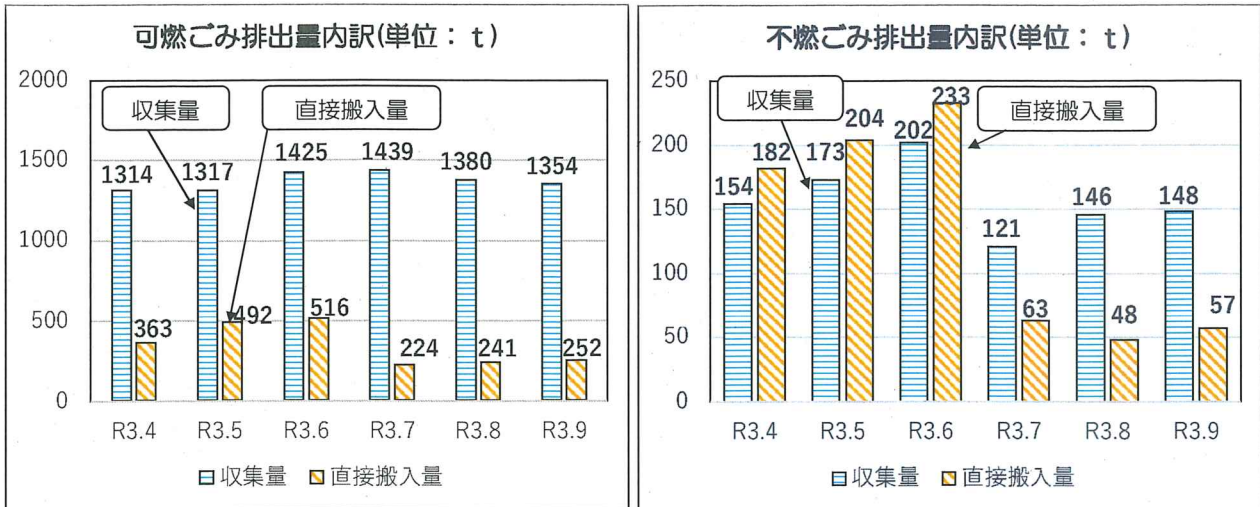


- ・搬入受付手数料の徴収により、両施設とも直接搬入台数が大幅に減少。
- ・特に7月の直接搬入台数は、清掃事務所が平成13年、リサイクルプラザについては施設が稼働開始した平成10年の水準にまで減少しており、両施設の周辺環境の改善につながったといえる。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑤施設への直接搬入について

(4)可燃ごみ量、不燃ごみ量の内訳について

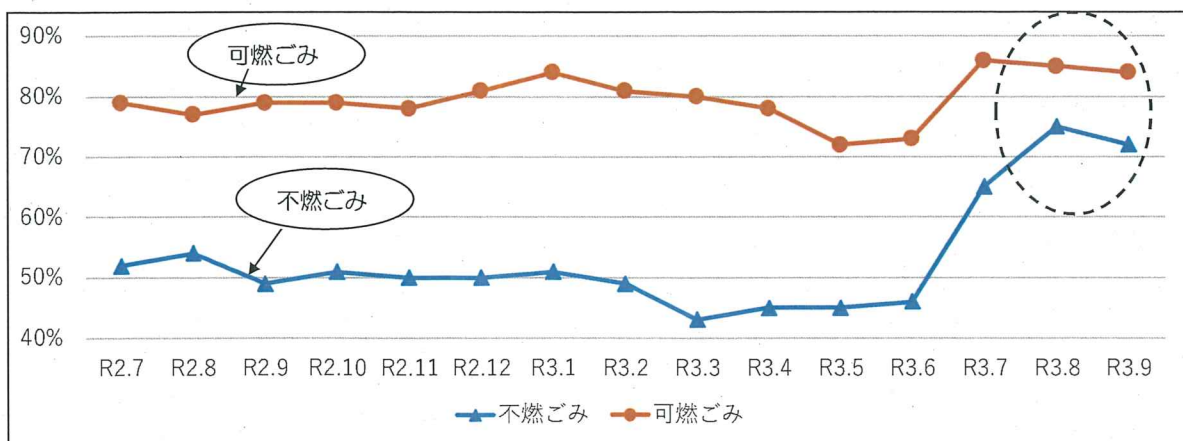


- 7月以降、可燃ごみ、不燃ごみともにごみの排出量は減少しているが、その中でも特に直接搬入量の減少が顕著である。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑤施設への直接搬入について

(5)可燃ごみ量、不燃ごみ量に占める収集割合について

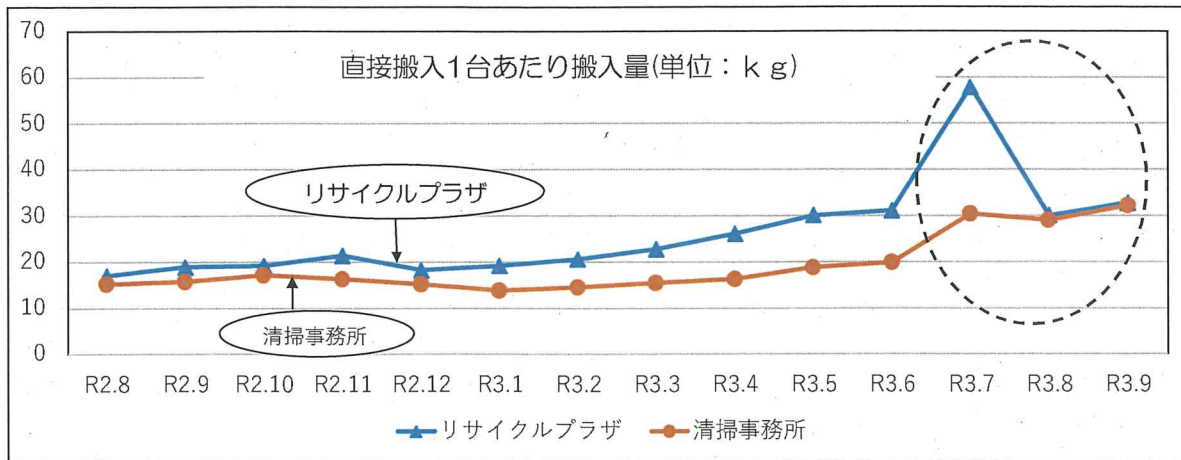


- 7月以降は、ごみ排出量に占める収集の割合が上昇し、ごみの排出方法が直接搬入から地域の集積所への排出に一定量は移行したと考えられる。
- 業者によるごみの収集運搬にも支障は発生しておらず、直接搬入台数の減少により収集業者の施設への搬入効率が向上し、地域のごみステーション収集の遅れが逡減した。

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑤施設への直接搬入について

(6)直接搬入1台あたりの搬入量の変化について



- 7月以降、直接搬入一台ごとの搬入量が増加しており、公平な受益者負担の観点から、ごみの搬入量に応じて手数料徴収する従量制への移行を検討。
- 両施設とも、9月補正予算にて施設改修事業費を計上、令和3年度中に従量制移行に向けた調査業務を実施。

17

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑥令和3年7月からの新たな取り組みについて

(1)ペットボトル・プラスチック容器包装類の拠点回収廃止について

- 市内9か所に設置していたペットボトルとプラスチック容器包装類の拠点回収ボックスについては、指定ごみ袋制による有料化の実施により、令和3年6月30日付けで廃止。

令和3年6月の状況



廃止後



1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

◎令和3年7月からの新たな取り組みについて

(2) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集について

【実施状況】市内の不燃ごみ集積所494か所中、407か所で実施。
(363自治会中301自治会)



- ・ペットボトル・プラスチック容器包装類のみの収集日については、立ち番を不要としているが、概ね4割程度の集積所では立ち番を実施。

19

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

◎令和3年7月からの新たな取り組みについて

(3) 高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業について

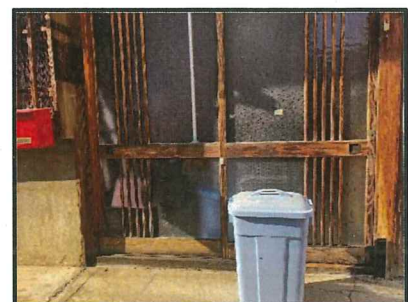
【事業概要】

- ・自らごみ出しができない高齢者等で、ホームヘルプサービスを利用しているなど一定の要件を満たした人を対象に、収集業者による戸別収集を一部自己負担により実施。



【申請方法】

- ・事業の利用希望者は、担当のケアマネジャー、相談支援専門員を通じて市生活環境課へ申請。申請内容や、事業利用の必要性について関係各所と連携し、審査を行う。
- ※申請受付の開始に先立ち、福祉事業者向けの説明会を開催。市内の福祉事業所35事業所が参加。



【利用件数】

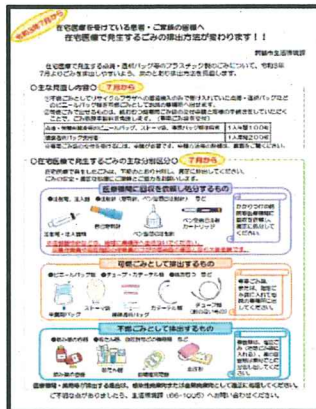
- ・95件（令和3年9月30日時点）

1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

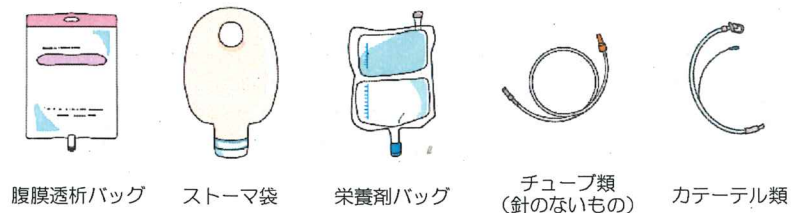
⑥令和3年7月からの新たな取り組みについて

(4)在宅医療等廃棄物の排出支援について

- 「在宅医療で発生する点滴・透析バッグ等のプラスチック製のごみ」について、排出方法の見直しを行うとともに、減量の工夫が困難であることから、専用ごみ袋の交付対象とする。
- 申請実績：31件(令和3年9月30日時点)
※腹膜透析16件、18歳以下3件



可燃ごみとして排出できるようになったものの例



1. ごみ処理手数料見直し後の状況について

⑦現状と課題について

(1)適正排出と取り残しごみについて

- 分別ルールの周知、特に取り残しごみの中で間違いの多い分別区分について重点的に周知が必要。

(2)直接搬入について

- 適正な受益者負担の実現に向け、定額制から従量制への移行。

(3)ごみ減量・リサイクルの状況について

- ごみ処理手数料見直し直後の7月から9月については、ごみ排出量が減少しているものの、リバウンドが想定されるため、引き続き手数料見直しによるごみ量の変化について観察する(1~2年程度)。

~こうした課題については舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を推進
する中で対応を検討~